

工事区分		機構負担	出店者負担		備考
		A工事 <sup>(注1)</sup>	B工事 <sup>(注2)</sup>	C工事 <sup>(注3)</sup>	
建 築	床	モルタル下地（FL-30～50程度）	なし	A工事以降の全工事（モルタル下地補修含む）	
	壁	躯体現しのまま（コンクリートブロック等）	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	柱型	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の柱に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	天井	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事（A工事設備点検口含む）	原則としてスケルトン天井は不可
	店舗間仕切壁（防火区画壁）	LGS+PB t=12.5+12.5（両面）素地貼りまで	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	店名看板	通路側店名看板の本体	表示プレート及び文字	なし	店名サインの共通仕様による
	その他	防火防煙シャッター、くぐり戸	鍵取替	店舗内装飾、仕上げ工事、什器類	原則として下地・仕上ともに不燃材料を使用すること
機 械 設 備	空調・換気設備	区画内基準容量に基づく主ダクト突出し（単一ダクト方式）	主ダクト突出し口の増移設及び吹出口	なし	排煙兼用
	冷水設備（強化空調用）	区画内配管突出しバルブ止め（カロリーメーター付き）	なし	A工事以降の全工事	
	給水設備	区画内配管突出しバルブ止め（メーター付き）	なし	A工事以降の全工事	
	排水設備	区画内配管突出しプラグ止め	なし	A工事以降の全工事	手洗い程度の排水のみ可
電 気 設 備	電灯・コンセント設備（100V）	引渡盤 （基準容量幹線引込み、メーター及び配線用遮断器まで）	なし	A工事以降の全工事（分電盤含む）	原則として引渡盤の移設不可
	動力設備（200V）	引渡盤 （基準容量幹線引込み、メーター及び配線用遮断器まで）	なし	A工事以降の全工事（分電盤含む）	原則として引渡盤の移設不可
	通信設備	空配管2本（PF管呼び22）	なし	A工事以降の全工事（申し込み含む）	電話（メタル回線用）、光回線用
防 災 設 備	スプリンクラー設備	法定基準に基づく標準設置	A工事の増移設工事	なし	
	非常用放送設備	法定基準に基づく標準設置（区画内ボックス仮止め）	A工事の増移設工事	なし	
	非常用放送設備（カットリレー）	区画内ボックス渡し	信号線の接続	A・B工事以降の全工事	個別音響設備の設置は地下街事業者との協議を要する
	自動火災報知設備	法定基準に基づく標準設置（シャッター連動用含む）	A工事の増移設工事 受信盤及び総合操作盤の改修	なし	
	非常照明設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置（店舗内分電盤より）	
	誘導灯設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置（店舗内分電盤より）	
	消火器設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置	

(注1)A工事とは、地下街事業者の所有施設であり、地下街事業者の費用負担で、地下街事業者が設計・施工するもの。

(注2)B工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、出店者が設計を行い、地下街事業者が施工するもの。

(注3)C工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、地下街事業者の承認を得て出店者が設計・施工するもの。

※A工事の変更及び追加は、原則不可とします。

※本区分表は、令和5年10月時点のものであり、今後の詳細設計及び工事により変更する場合があります。

工事区分		機構負担	出店者負担		備考	
		A工事 <sup>(注1)</sup>	B工事 <sup>(注2)</sup>	C工事 <sup>(注3)</sup>		
建	店内	床	モルタル下地 (FL-30～50程度)	なし	A工事以降の全工事 (モルタル下地補修含む)	
		壁	躯体現しのまま (コンクリートブロック等)	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
		柱型	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の柱に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
		天井	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事 (A工事設備点検口含む)	原則としてスケルトン天井は不可
		店舗間開仕切壁(防火区画壁)	LGS+PB t=12.5+12.5 (両面) 素地貼りまで	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	厨房	防水区画 床	モルタル下地 (FL-30～50程度)	なし	A工事以降の全工事 (モルタル下地補修防水含む)	
		防水区画 立上り	なし	なし	全工事 (防水含む)	
		防水区画もしくは排煙区画形成	なし	なし	全工事 (防火設備や垂れ壁等含む)	区画の仕様については、消防等との協議による
		店名看板	通路側店名看板の本体	表示プレート及び文字	なし	店名サインの共通仕様による
		その他	防火防煙シャッター、くぐり戸	鍵取替	店舗内装飾、仕上げ工事、什器類	原則として下地・仕上ともに不燃材料を使用すること
機械設備	空調・換気設備 (厨房用給気設備含む)	区画内基準容量に基づく主ダクト突出し (単一ダクト方式)	主ダクト突出し口の増設及び吹出口	なし	店舗21, 22以外は排煙兼用	
	厨房用排気設備	区画内基準容量に基づく主ダクト突出しまで	主ダクト突出し口の増設	A・B工事以降の全工事 (フード等吹出器具含む)		
	冷水設備 (強化空調用)	区画内配管突出しバルブ止め (カロリーメーター付き)	なし	A・B工事以降の全工事		
	給水設備	区画内配管突出しバルブ止め (メーター付き)	なし	A工事以降の全工事		
	排水設備	区画内配管突出しプラグ止め	なし	A工事以降の全工事	飲食用途を入店する場合 全区画グリストラップは必須、店舗4～8, 14～16は転送ポンプ必須	
電気設備	電灯・コンセント設備 (100V)	引渡盤 (基準容量幹線引込み、メーター及び配線用遮断器まで)	なし	A工事以降の全工事 (分電盤含む)	原則として引渡盤の移設不可	
	動力設備 (200V)	引渡盤 (基準容量幹線引込み、メーター及び配線用遮断器まで)	なし	A工事以降の全工事 (分電盤含む)	原則として引渡盤の移設不可	
	通信設備	空配管2本 (PF管呼び22)	なし	A工事以降の全工事 (申し込み含む)	電話 (メタル回線用)、光回線用	
防災設備	排煙設備 (店舗21, 22のみ)	法定基準に基づく標準設置	ダクト、排煙口の増設	なし	店舗21, 22以外は空調兼用	
	スプリンクラー設備	法定基準に基づく標準設置	A工事の増設工事	なし		
	非常用放送設備	法定基準に基づく標準設置 (区画内ボックス仮止め)	A工事の増設工事	なし		
	非常用放送設備 (カントリー)	区画内ボックス渡し	信号線の接続	A・B工事以降の全工事	個別音響設備の設置は地下街事業者との協議を要する	
	自動火災報知設備	法定基準に基づく標準設置 (シャッター連動用含む)	A工事の増設工事 受信盤及び総合操作盤の改修	なし		
	フード内自動火災設備	区画内ボックス渡し	信号線の接続 受信盤及び総合操作盤の改修	A・B工事以降の全工事		
	非常照明設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置 (店舗内分電盤より)		
	誘導灯設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置 (店舗内分電盤より)		
消火器設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置			

(注1)A工事とは、地下街事業者の所有施設であり、地下街事業者の費用負担で、地下街事業者が設計・施工するもの。

(注2)B工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、出店者が設計を行い、地下街事業者が施工するもの。

(注3)C工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、地下街事業者の承認を得て出店者が設計・施工するもの。

※A工事の変更及び追加は、原則不可とします。

※本区分表は、令和5年10月時点のものであり、今後の詳細設計及び工事により変更する場合があります。

工事区分		機構負担	出店者負担		備考
		A工事 <sup>(注1)</sup>	B工事 <sup>(注2)</sup>	C工事 <sup>(注3)</sup>	
建 築	床	モルタル下地（FL-30～50程度）	なし	A工事以降の全工事（モルタル下地補修含む）	
	壁	躯体現しのまま（コンクリートブロック等）	なし	A工事以降の全工事（A工事設備点検口含む）	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	柱型	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の柱に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	天井	躯体現しのまま	なし	A工事以降の全工事（A工事設備点検口含む）	原則としてスケルトン天井は不可
	店舗間仕切壁（防火区画壁）	LGS+PB t=12.5+12.5（両面）素地貼りまで	なし	A工事以降の全工事	地下街事業者財産の壁に対して直接仕上・造作をすること、及び荷重を加えることは不可
	店名看板	通路側店名看板の本体	表示プレート及び文字	なし	店名サインの共通仕様による
	その他	防火防煙シャッター	鍵取替	店舗内装飾、仕上げ工事、什器類	原則として下地・仕上ともに不燃材料を使用すること
機 械 設 備	空調設備	主ダクト及び標準吹出口の設置	吹出口の設置及び内装設計に起因する移設工事	なし	排煙兼用 吹出口の増設不可（9：40～21：00）
	空調（ルームエアコン）	壁掛空冷エアコン設置、電源供給	A工事の移設工事	なし	
	給水設備	なし	なし	なし	
	排水設備	なし	なし	なし	
電 気 設 備	電灯設備	区画外接続盤まで	分電盤内主開閉器への幹線接続及び接続盤内積算電力量計取付	A・B工事以外の工事	
	動力設備（該当店舗のみ）	なし	なし	なし	
	電話設備	区画天井内接続盤までの配管配線工事	なし	A工事以外の工事	NTT西日本への申し込みは出展者にて対応
	光回線	なし	光端子盤から区画天井内接続盤までの空配管工事	区画天井内接続盤以降、端末までの空配管工事 光ファイバー配線の全工事	光配線工事は指定業者：NTT西日本
防 災 設 備	スプリンクラー設備	法定基準に基づく標準設置	A工事の増移設工事	なし	
	非常用放送設備	機器までの配管配線工事	法令に基づく機器取付工事	なし	
	非常用放送設備（カトリレー）	共用部中継ボックスまでの信号線工事	共用部中継ボックス以降の信号線送り及びカトリレーコンセント取付	A・B以外の工事 ※カトリレーコンセントへの電源供給工事含む	
	自動火災報知設備	機器までの配管配線工事	法令に基づく機器取付工事	なし	
	非常照明設備	機器までの配管配線工事	なし	法定基準に基づく標準設置（店舗内分電盤より）	
	誘導灯設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置（店舗内分電盤より）	
	消火器設備	なし	なし	法定基準に基づく標準設置	

(注1)A工事とは、地下街事業者の所有施設であり、地下街事業者の費用負担で、地下街事業者が設計・施工するもの。

(注2)B工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、出店者が設計を行い、地下街事業者が施工するもの。

(注3)C工事とは、出店者の所有施設であり、出店者の費用負担で、地下街事業者の承認を得て出店者が設計・施工するもの。

(注4)内装の撤去工事は全てB工事です。必要となる什器、備品は別途定める期日までにC工事に引き上げること。

※A工事の変更及び追加は、原則不可とします。

※本区分表は、令和5年10月時点のものであり、今後の詳細設計及び工事により変更する場合があります。